

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………一
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………一
- 昭和三十九年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………一
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………一
- 開発行為に関する工事完了……………二
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一）……………四

雑報

○ 当せん金付証票の発売委託……………五

……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………五

告示（公）

●東京都公安委員会告示第331号

警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づき、東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第9条の規定に基づき、令和2年10月20日付けをもって、次のとおりとした。

令和2年11月2日

東京都公安委員会

委員長 北井 久美子

記

委員長 北井 久美子

委員長代理 山口 徹

規程（交）

●交通局規程第九十二号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十一月二日

東京都交通局長 内 藤 淳

する規程

東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程

第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「京王バス東株式会社」を「京王バス株式会社」に改める。

別表第四中「京王バス東株式会社」を「京王バス株式会社」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示（交）

●交通局告示第十一号

昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部を次のように改正し、令和二年十一月二日から実施する。

令和二年十一月二日

東京都交通局長 内 藤 淳

表京王バス東株式会社の項中「京王バス東株式会社」を「京王バス株式会社」に改める。

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会

二 代表者の氏名

渡部 享宏

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚三丁目三十六番七号 南大塚T&

Tビル六階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認

定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和二年九月八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市大門三丁目二十六番七 西東京市北原町三丁目二番

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

国立市東四丁目三番十五 西東京市芝久保町四丁目二

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

羽村市神明台二丁目十一番十 福生市加美平二丁目十四番

株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、江戸川清掃工場建替事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

江戸川清掃工場建替事業

三 工事着手の予定年月日

令和二年十一月三十日

四 工事完了の予定年月日

令和九年五月三十一日

五 届出日

令和二年十月十六日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十一月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立一ツ家

二 店舗所在地 足立区一ツ家三丁目八番十二号ほか

三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス

四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス

六 新設をする日 令和三年五月二十五日

七 店舗面積の合計 二千五百八十平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 八十九台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 百三台

十 荷さばき施設の位置 店舗北西側 二十平方メートル

<p>置及び面積</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内ほか 十四・三六立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗北東側ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>十七 届出日 令和二年九月二十四日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和二年十一月二日から令和三年三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) コピオ長房Aゾーン</p> <p>二 店舗所在地 八王子市長房町三百四十番十二</p> <p>三 設置者名 株式会社スーパーアルプス</p>
<p>四 設置者住所 八王子市滝山町二丁目三百五十一番地</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社スーパーアルプスほか未定</p> <p>六 新設をする日 令和三年六月十五日</p> <p>七 店舗面積の合計 三千四百四十二平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百九十台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百五十九台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百二平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内ほか 二十二・三五立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗東側ほか</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>十七 届出日 令和二年十月十四日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和二年十一月二日から令和三年</p>	<p>十九 縦覧期間 令和二年十一月二日から令和三年</p>
<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) コピオ長房Bゾーン</p> <p>二 店舗所在地 八王子市長房町三百四十番三十九</p> <p>三 設置者名 株式会社スーパーアルプス</p> <p>四 設置者住所 八王子市滝山町二丁目三百五十一番地</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社カインズ</p> <p>六 新設をする日 令和三年六月十五日</p> <p>七 店舗面積の合計 七千四百四十一平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四百三十台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側 七十一台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南西側ほか 百六十五平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内ほか 三十・六六立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで</p>

<p>十五 駐車場の自動車 二箇所 店舗北側ほかの出入口の数及び位置</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯</p> <p>十七 届出日</p> <p>十八 縦覧場所</p> <p>十九 縦覧期間</p> <p>二十 縦覧時間</p>	<p>二箇所 店舗北側ほか</p> <p>午前六時から午後十時までほか</p> <p>令和二年十月十四日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>令和二年十一月二日から令和三年三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十一月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和二年十一月二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 店舗名 DCMホームマック八王子みなみ野店</p> <p>二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 DCMホームマック株式会社</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の駐車場の 位置及び収容台数 店舗北西側 二百九十一台</p> <p>六 変更後の駐車場の 位置及び収容台数 店舗北西側 二百二十八台</p> <p>七 変更日 令和三年五月二十五日</p> <p>八 届出日 令和二年九月二十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和二年十一月二日から令和三年三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十一月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和二年十一月二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 鶴川台ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 町田市真光寺一丁目二十五番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p> <p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>五 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時四十五分から午後九時十五分まで</p> <p>六 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>七 変更日 令和二年十一月十六日</p> <p>八 届出日 令和二年十月十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和二年十一月二日から令和三年</p>
---	--	--------------------------------	--	---	---

十一 縦覧時間

三月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和二年十一月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
二 発売総額及び枚数

第八百七十二回全国自治宝くじ
二百七十億円 九千万枚

三 証券金額

(三十億円を一単位(一ユニット)として九単位(九ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。) 一枚三百円

四 発売期間

令和三年二月三日から同年三月五日まで

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十四億三千九百九十九万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して二億九百八十六万九千九百九十円

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して二億五千百十三万二千九百五十円

九 受託申請期限

令和二年十一月十六日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称

第八百七十三回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数

百五十億円 五千万枚

三 証券金額

(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。) 一枚三百円

四 発売期間

令和三年二月三日から同年三月五日まで

五 当せん金の額

発売額三十億円に対して十三億五千万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して二億一千二百四十四万円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売額三十億円に対して二億五千三百五十三万四千九百四十二円
 令和二年十一月十六日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

